

鳥・三消総第740号
令和5年1月31日

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員

重松 一徳



- 1 監査の期間 令和5年1月30日（月）～令和5年1月31日（火）
- 2 監査の対象 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署（分署含む。）
- 3 監査対象期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日
- 4 監査の方法 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署（分署含む。）
の令和4年12月31日現在における事務について必要な資料の提出を求め、主管課長はじめ関係職員の聴取を実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び事業の管理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められた。
- 6 定期監査の意見
 - ・職員適正配置及び定員管理計画
 - ・女性職員採用計画
 - ・ハラスメント対策の徹底